

令和5年2月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
1	令和5年度秋田市一般会計予算の件
2	令和5年度秋田市土地区画整理会計予算の件
3	令和5年度秋田市市有林会計予算の件
4	令和5年度秋田市市営墓地会計予算の件
5	令和5年度秋田市中央卸売市場会計予算の件
6	令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件
7	令和5年度秋田市大森山動物園会計予算の件
8	令和5年度秋田市廃棄物発電会計予算の件
9	令和5年度秋田市病院事業債管理会計予算の件
10	令和5年度秋田市学校給食費会計予算の件
11	令和5年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件
12	令和5年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件
13	令和5年度秋田市介護保険事業会計予算の件
14	令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件
15	令和5年度秋田市水道事業会計予算の件
16	令和5年度秋田市下水道事業会計予算の件
17	令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件
18	令和4年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件
19	令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件
20	令和4年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件
21	令和4年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件
22	令和4年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件
23	令和4年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）の件
24	令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第3号）の件
25	令和4年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件
26	令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件
27	令和4年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件
28	令和4年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件
29	令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件
30	令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件
31	秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する件
32	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
33	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

- 34 秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する件
- 35 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件
- 36 秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する件
- 37 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 38 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 39 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 40 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 41 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する件
- 42 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 43 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 44 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件
- 45 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件
- 46 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件
- 47 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件
- 48 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件
- 49 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件
- 50 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件
- 51 令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件
- 52 公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件
- 53 地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を認可する件
- 54 包括外部監査契約を締結する件
- 55 秋田市外旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 56 秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 57 秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 58 秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 59 秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 60 秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

- | | |
|----|--------------------------------|
| 61 | 秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 62 | 秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を指定する件 |
| 63 | 秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 64 | 秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 65 | 秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 66 | 秋田市下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 67 | 秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 68 | 秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 69 | 市道路線を認定する件 |
| 70 | 秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約を締結する件 |
| 71 | 秋田市立日新小学校増改築電気設備工事請負契約を締結する件 |
| 72 | 秋田市立日新小学校増改築機械設備工事請負契約を締結する件 |
| 73 | 除雪グレーダを買い入れる件 |
| 74 | 土地を買い入れる件 |
| 75 | 土地を買い入れる件 |
| 76 | 土地を買い入れる件 |

議案第31号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する件

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号および第3号の改正規定（同号に係る部分に限る。）中「秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条」を「秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年秋田市条例第47号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項」に改め、「応じ、」の次に「審査請求について」を加え、同項第2号および第3号の改正規定の次に次のように加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第5条第1項の改正規定中「個人情報保護条例第36条」を「又は個人情報保護条例第36条」に、「個人情報保護法第105条第3項」を「、個人情報保護法第105条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項」に、「実施機関（」を「実施機関又は議会（」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「第101条各項」を「第101条

各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項に、「「保有個人情報」を「これらの決定を「保有個人情報」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改める。

第10条の改正規定中「個人情報保護条例」を「および個人情報保護条例」に、「個人情報保護法」を「、個人情報保護法」に、「同条第1項」を「同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項」に改める。

第11条の改正規定中「又は」を削り、「削る」を「「議会個人情報保護条例第46条第1項」に改める」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項の表第5条第1項の項の改正規定中「個人情報保護条例第36条」を「又は個人情報保護条例第36条」に、「個人情報保護法第105条第3項」を「、個人情報保護法第105条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項」に、「実施機関（」を「実施機関又は議会（」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「第101条各項」を「第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項」に、「「保有個人情報」を「これらの決定を「保有個人情報」に改め、同表第5条第2項の項から第5条第4項の項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同表第10条の項の改正規定中「個人情報保護条例」を「および個人情報保護条例」に、「個人情報保護法」を「、個人情報保護法」に、「同条第1項」を「同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項」に改め、同表第11条の項の改正規定中「又は」を削り、「削る」を「「議

会個人情報保護条例第46条第1項」に改める」に改める。

提案理由

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年秋田市条例第47号）の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第32号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年12月」を「令和5年12月」に改める。

附則第6項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第33号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年12月」を「令和5年12月」に改める。

附則第5項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第34号

秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する件

秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(秋田市立千秋美術館条例の一部改正)

第1条 秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(秋田市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の一部改正（令和4年法律第24号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第35号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件

秋田市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

提案理由

出産育児一時金の額を引き上げるとともに、被保険者とししない者について定めるため、改正しようとするものである。

議案第36号

秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する件

秋田市社会福祉審議会条例等の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例

(秋田市社会福祉審議会条例の一部改正)

第1条 秋田市社会福祉審議会条例(平成12年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第4号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第5号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成27年秋田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正（令和 4 年法律第 76 号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第37号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、

これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第40条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他当該指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の当該障害児の所在を確実に把握することができる方法により、当該障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前

項の規定による所在の確認（障害児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第59条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第62条中「、第46条」を削る。

第67条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第96条および第101条中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第40条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努め

なければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新条例第40条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和4年厚生労働省令第159号）等に伴い、指定通所支援の事業等における障害児の安全の確保に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第38号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等

について周知しなければならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の当該利用者の所在を確実に把握することができる方法により、当該利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和4年厚生労働省令第159号）等に伴い、放課後児童健全育成事業における利用者の安全の確保に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第39号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条および第15条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた当該児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければ

ならない。

- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車および降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備および職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第15条第1項中「（助産施設を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第4項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 新条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防

止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること
およびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、施行日から令
和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができ
る。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行
する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認
を行わなければならない。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和4年厚生労
働省令第159号）等に伴い、児童福祉施設における児童の安全の確保に係
る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第40号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号アの(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号アの(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イの(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改

め、同号イの(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第6項中「第4項中」を「「交付する」とあるのは「得る」と、

第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「」に改め、「前項中」の次に「「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正（令和4年法律第76号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第41号

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する件

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 4 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - (2) 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。
 - (3) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の認定こども園の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
 - (4) 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。

第9条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の当該子どもの所在を確実に把握することができる方法により、当該子どもの所在の確認を行うこと。

(6) 子どもの通園を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行うこと。

附則第5項中「附則第8項および附則第9項」を「附則第9項および附則第10項」に改める。

附則第6項中「次項および附則第9項」を「附則第8項および附則第10項」に改める。

附則第9項の表附則第6項の項の次に次のように加える。

附則第7項	第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者	看護師等
-------	---	------

附則第9項の表附則第7項の項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同表附則第8項の項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者は、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項および附則第10項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1

歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第9条第6号の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

提案理由

認定こども園における自動車の運行に係る管理運営等の認定の要件を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第42号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員として兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第14条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備として兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第24条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第24条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育および保育を継続的に実施するためならびに非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講

ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第17項中「前2項」を「第15項から前項まで」に、「又は市長」を「、市長」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「ならびに市長」を「、市長」に、「の総数」を「ならびに看護師等の総数」に改め、同項を附則第19項とし、附則第16項の次に次の2項を加える。

17 第8条第4項に規定する者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

18 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）等に伴い、幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第43号

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等に

ついて周知しなければならない。

- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の当該利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、当該利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市家庭的保育事業者等の設備および運営に関する基準を定

める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和4年厚生労働省令第159号）等に伴い、家庭的保育事業等における利用乳幼児の安全の確保に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第44号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件

秋田市道路占用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	300	

			1年		
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		1個につき1年	1,000	
	郵便差出箱および信書便差出箱			420	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル につき1年	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	
	外径が1メートル以上のもの			610	
法第32条	自	法第2条第	地下に設け	長さ1メートル	3

第1項第3号に掲げる施設	動 運 行 補 助 施 設	2項第5号	るもの	につき1年	10	
		に規定する	その他のもの			
		自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年			810
		その他のもの	上空に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき
	地下に設けるもの	1年	300			
	その他のもの			1,000		
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方	1,000	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	メ ー ト ル に つ き 1 年	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			900		
	地下に設ける通路			540		
	その他のもの			1,000		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18		
	その他のもの		占用面積1平方	180		

			メートルにつき 1月	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,800
	標識		1本につき1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	18
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		900
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方
政令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき	Aに0.031を乗

		1年	じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき	180
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 および同条第7号に掲げる施設		1月	100
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下（当該路面下の 地下を除く。）に設けるもの		Aに0.012を乗 じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗 じて得た額
	地下（トンネ ルの上の地下 を除く。）に 設けるもの	階数が1の もの	Aに0.004を乗 じて得た額
		階数が2の もの	Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が3以 上のもの	Aに0.007を乗 じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗 じて得た額	
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		Aに0.015を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗 じて得た額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場	建築物		Aに0.022を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗 じて得た額
政令第7	トンネルの上又は高架の道		Aに0.015を乗

条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	路の路面下に設けるもの	じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市道路占用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

占用料の額を改定するため、改正しようとするものである。

議案第45号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中第49号を第52号とし、第44号から第48号までを3号ずつ繰り下げ、同表第43号中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第46号とし、同表第42号中「各部分」を「新築もしくは一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第45号とし、同表第41号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第44号とし、同表第40号中「建築され」を「建築等をし」に改め、同号を同表第43号とし、同表中第39号を第42号とし、第21号から第38号までを3号ずつ繰り下げ、第20号を第22号とし、同号の次に次のように加える。

(23) 法第58条第2項の規定に基	高度地区における建築	160,000円
--------------------	------------	----------

づく高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	物の高さの特例許可申請手数料	
------------------------------------	----------------	--

別表中第19号を第21号とし、第16号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同表第15号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同表第17号とし、同表第14号を同表第15号とし、同号の次に次のように加える。

(16) 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
--	------------------	----------

別表中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次のように加える。

(10) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
--	-------------------	---------

別表の備考の1中「第35号」を「第38号」に改め、同表の備考の2中「第46号」を「第49号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正（令和4年法律第69号）に伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第46号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を
改正する件

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を次の
ように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を
改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋
田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第5条第1項第1号中「第35条第1項各号」を「第35条第1項第1号に
掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合
にあつては16,000円、向上計画が同項各号」に、「、5,000円」を「5,000
円」に改め、同項第2号中「向上計画認定申請」の次に「（次号に掲げる
ものを除く。）」を加え、同項第5号中「第2号の表」の次に「又は第3
号の表」を加え、「同表」を「これらの表」に、「第3号」を「第4号の
表」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号
を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 共同住宅等の向上計画認定申請（向上計画が法第35条第1項第1号
に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われ
るものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積
（当該向上計画が前号に掲げる基準に適合することについて市長が認
める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除

く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	28,000円（適合証を提出する場合 にあっては、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合 にあっては、17,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満の場合	83,000円（適合証を提出する場合 にあっては、36,000円）
5,000平方メートル以上の場合	125,000円（適合証を提出する場 合にあっては、64,000円）

第5条第3項および第6条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）等に伴い、簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第47号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する
件

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する
条例

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第54条第1項各号」を「第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては18,000円、計画が同項各号」に、「、5,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「の住戸の部分又は」を「又は」に、「部分と」を「部分（以下「住宅部分」という。）と」に、「住戸の部分に係る計画」を「住宅部分に係る計画（次号に掲げるものを除く。）」に、「住戸の総数の」を「床面積の」に改め、同号の表を次のように改める。

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	71,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	120,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）
2,000平方メートル以上5,000	204,000円（適合証を提出する場合に

平方メートル未満の場合	あつては、46,000円)
5,000平方メートル以上の場合	293,000円 (適合証を提出する場合にあつては、83,000円)

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画 (当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。) 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	34,000円 (適合証を提出する場合にあつては、9,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	59,000円 (適合証を提出する場合にあつては、20,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	107,000円 (適合証を提出する場合にあつては、46,000円)
5,000平方メートル以上の場合	162,000円 (適合証を提出する場合にあつては、83,000円)

第2条第4号の表以外の部分を次のように改める。

複合建築物に係る計画 (第2号もしくは前号又は次号もしくは第6号に掲げるものを除く。) 計画に係る住宅部分の第2号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額およびその非住宅部分の次の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

第2条第4号の表中「以内」を「未満」に、「を超え、」を「以上」に、「を超える」を「以上の」に改め、同条第5号中「人の居住」を「複合建築物の非住宅部分又は人の居住」に改め、「係る計画」の次に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「建築物全体の」および「又は次号の

表」を削り、同条第6号中「非住宅部分又は建築物全体の」を削り、同号の表中「以内」を「未満」に、「を超え、」を「以上」に、「を超える」を「以上の」に改める。

第3条第1号中「17,000円（」の次に「変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては9,000円、」を加え、「、2,500円」を「2,500円」に改め、同条第2号中「前条第2号」の次に「および第3号」を加え、「住戸につき、その変更後の同号の表」を「同条第2号の表又は第3号の表」に、「住戸の総数」を「床面積」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「（変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、アおよびウに掲げる額）」を削り、同号ア中「住戸の部分」を「住宅部分」に、「住戸につきその変更後の前条第2号の表」を「住宅部分の前条第2号の表又は第3号の表」に、「住戸の総数」を「床面積」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号イを削り、同号ウ中「につきその変更後」を削り、「同表」を「これらの表」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同条第3号とし、同条第5号中「変更後の建築物全体の前条第4号の表又は第6号の表」を「変更に係る同条第4号の表」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「変更後の非住宅部分又は建築物全体の前条第6号の表」を「変更に係る同号の表」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

簡易な評価方法による低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第48号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場の項を削り、同表秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場の項中「秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場」を「秋田市立下北手小学校等共同調理場」に改め、同表に次のように加える。

秋田市立下浜小学校、豊岩小学校共同調理場	秋田市下浜羽川字水垂92番地
----------------------	----------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

太平中学校、豊岩中学校および下浜中学校の廃止に伴い、下浜小学校、豊岩小学校共同調理場の設置等を行うため、改正しようとするものである。

議案第49号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「山手台」の次に「、南ヶ丘」を加え、「319,100人」を「301,000人」に、「125,700立方メートル」を「111,000立方メートル」に改める。

別表第3中「496.1ヘクタール」を「425.7ヘクタール」に、「14,258人」を「12,488人」に、「3,056.7立方メートル」を「2,578.8立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

仁井田浄水場の更新等ならびに下新城北部農業集落排水施設および下新城南部農業集落排水施設の廃止に伴い、水道事業の給水人口等および農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第50号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件

秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市下新城北部農業集落排水施設の項および秋田市下新城南部農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市下新城北部農業集落排水施設および秋田市下新城南部農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市下新城北部農業集落排水施設および秋田市下新城南部農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田

市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

提案理由

下新城北部農業集落排水施設および下新城南部農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第51号

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第9号

専 決 処 分 書

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,957,326千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 4,279,704	千円 1,000,000	千円 5,279,704
	2 基金繰入金	4,123,787	1,000,000	5,123,787
歳 入 合 計		150,957,326	1,000,000	151,957,326

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		16,246,458	1,000,000	17,246,458
	2 道路橋りょう費	5,608,357	1,000,000	6,608,357
	歳 出 合 計	150,957,326	1,000,000	151,957,326

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	千円 4,279,704	千円 1,000,000	千円 5,279,704
歳入合計	150,957,326	1,000,000	151,957,326

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	16,246,458	1,000,000	17,246,458
歳 出 合 計	150,957,326	1,000,000	151,957,326

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			1,000,000
0	0	0	1,000,000

2 歳 入

20款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,092,908	千円 1,000,000	千円 2,092,908	1 財政調整基金 繰入金	千円 1,000,000
計	4,123,787	1,000,000	5,123,787		

説	明
01 財政調整基金繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (財 政) 1,000,000

20款 繰入金

3 歳 出

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
2 道路維持費	千円 3,484,674	千円 1,000,000	千円 4,484,674	千円	千円	千円	千円 1,000,000
計	5,608,357	1,000,000	6,608,357	0	0	0	1,000,000

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 1,000,000	【建設部関係】 除排雪関係経費	千円 1,000,000 1,000,000

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 1,000,000 千円

上記のうち特定財源 —

差 引 一 般 財 源 1,000,000

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
20 繰 入 金	1,000,000	2 基 金 繰 入 金	1,000,000
計	1,000,000		

議案第52号

公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件

次により公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件

平成25年4月1日付けで認可した公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の一部を次のように変更する。

第1 変更する料金の区分

第4および別表第3を削る。

第2 変更する期日

令和5年7月1日から

提案理由

工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟を学生のアトリエ等として活用することに伴い、一般利用の使用料を削るため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第53号

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を
認可する件

次のとおり地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の
変更を認可することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118
号）第83条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を
認可する件

平成31年3月19日付けで認可した地方独立行政法人市立秋田総合病院第
2期中期計画の一部を次のように変更する。

第10の1中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）」
を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号）等に伴
い、地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を認
可するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第54号

包括外部監査契約を締結する件

次により包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 契約の金額 6,688,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。
- 5 契約の相手方 住所 秋田県秋田市南通亀の町6番5号
グリーンキャピタル南大通202号
氏名 津 村 隆
資格 公認会計士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第55号

秋田市外旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市外旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市外旭川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市外旭川字四百刈76番地
外旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 中 村 茂
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

外旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第56号

秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市勝平地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号
勝平地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 五十嵐 正 弘
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第57号

秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市浜田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市浜田字自在山88番地6
浜田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 渡 辺 定 治
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第58号

秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市下浜地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市下浜羽川字下野1番地76
下浜地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 大友 昭 男
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第59号

秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市港北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市土崎港北三丁目7番9号
港北地区コミュニティセンター管理運営委員会
委員長 野 中 利 雄
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第60号

秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市下新城地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市下新城笠岡字堰場193番地4
下新城地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 安藤正之
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第61号

秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市飯島南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市飯島字南場掛318番地2
飯島南地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 高 橋 勝 實
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第62号

秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を指定する件

次により秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市土崎みなと歴史伝承館
- 2 指定管理者 秋田市土崎港西三丁目10番27号
土崎みなと街づくり協議会
会長 佐原孝夫
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第63号

秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市大住地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市大住南二丁目7番24号
大住地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 高 橋 重 道
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第64号

秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市明德地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市手形住吉町2番27号
明德地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 山 内 政 幸
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第65号

秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市太平地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市太平目長崎字沼田42番地
太平地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 利 部 周 市
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

太平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第66号

秋田市下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市下北手地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市下北手柳館字前田面133番地1
下北手地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 田 口 善 一
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第67号

秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市泉地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市泉北一丁目20番27号
泉地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 遠 藤 欽 一
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第68号

秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市八橋地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市八橋本町五丁目2番27号
八橋地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 菊 地 峯 生
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第69号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

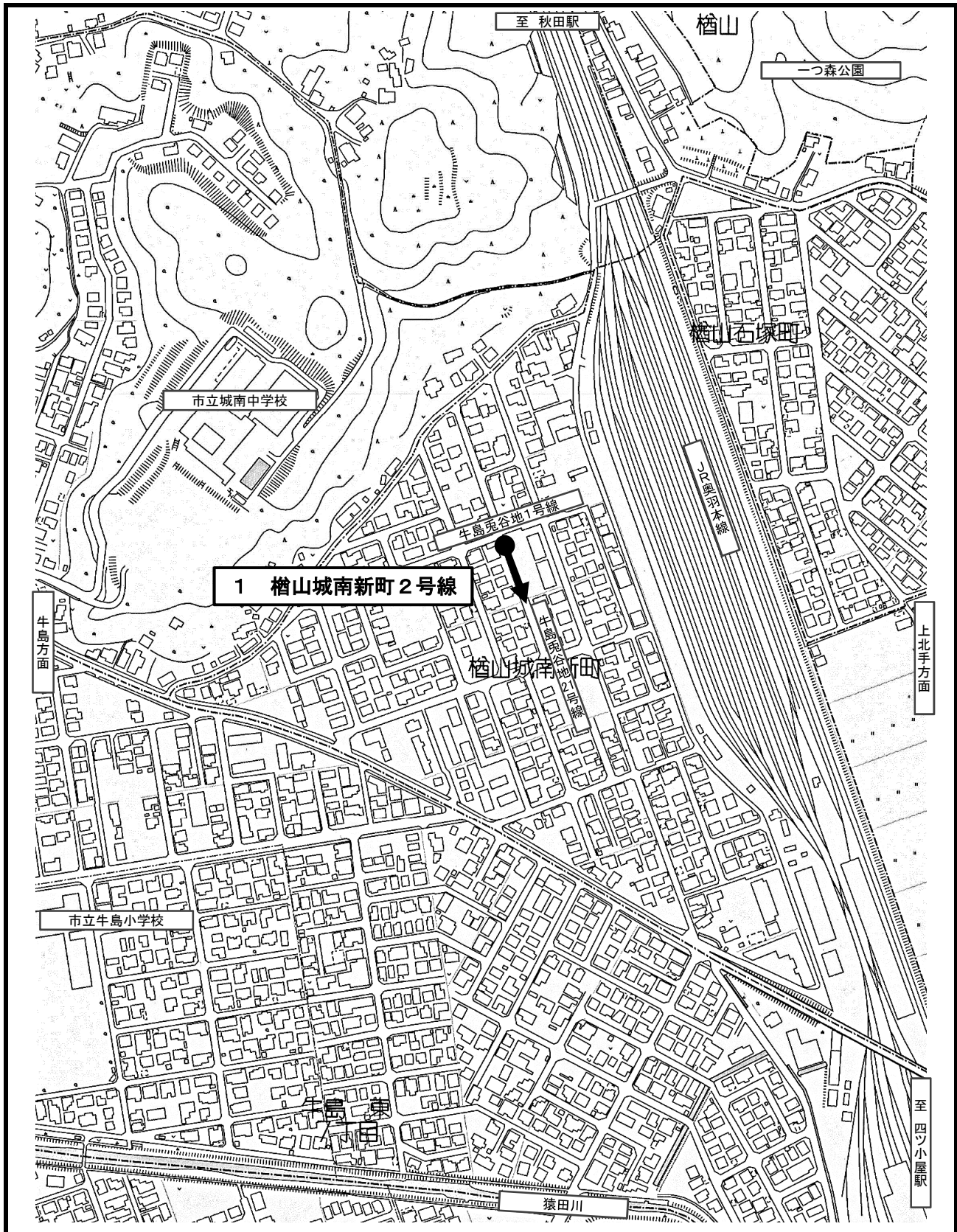
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
檜山城南新町 2号線	檜山城南新町698番3地先		54.50	6.00
	檜山城南新町698番6地先			
泉一ノ坪26号 線	泉一ノ坪240番3地先		54.50	6.00
	泉一ノ坪240番1地先			
新屋沖田町16 号線	新屋沖田町136番5地先		69.20	4.40
	新屋沖田町139番1地先			
浜田滝ノ元7 号線	浜田字滝ノ元117番地先		64.50	4.00
	浜田字滝ノ元109番1地先			5.00
新屋北浜町20 号線	新屋北浜町263番93地先		354.00	6.00
	新屋北浜町262番108地先			9.20

提案理由

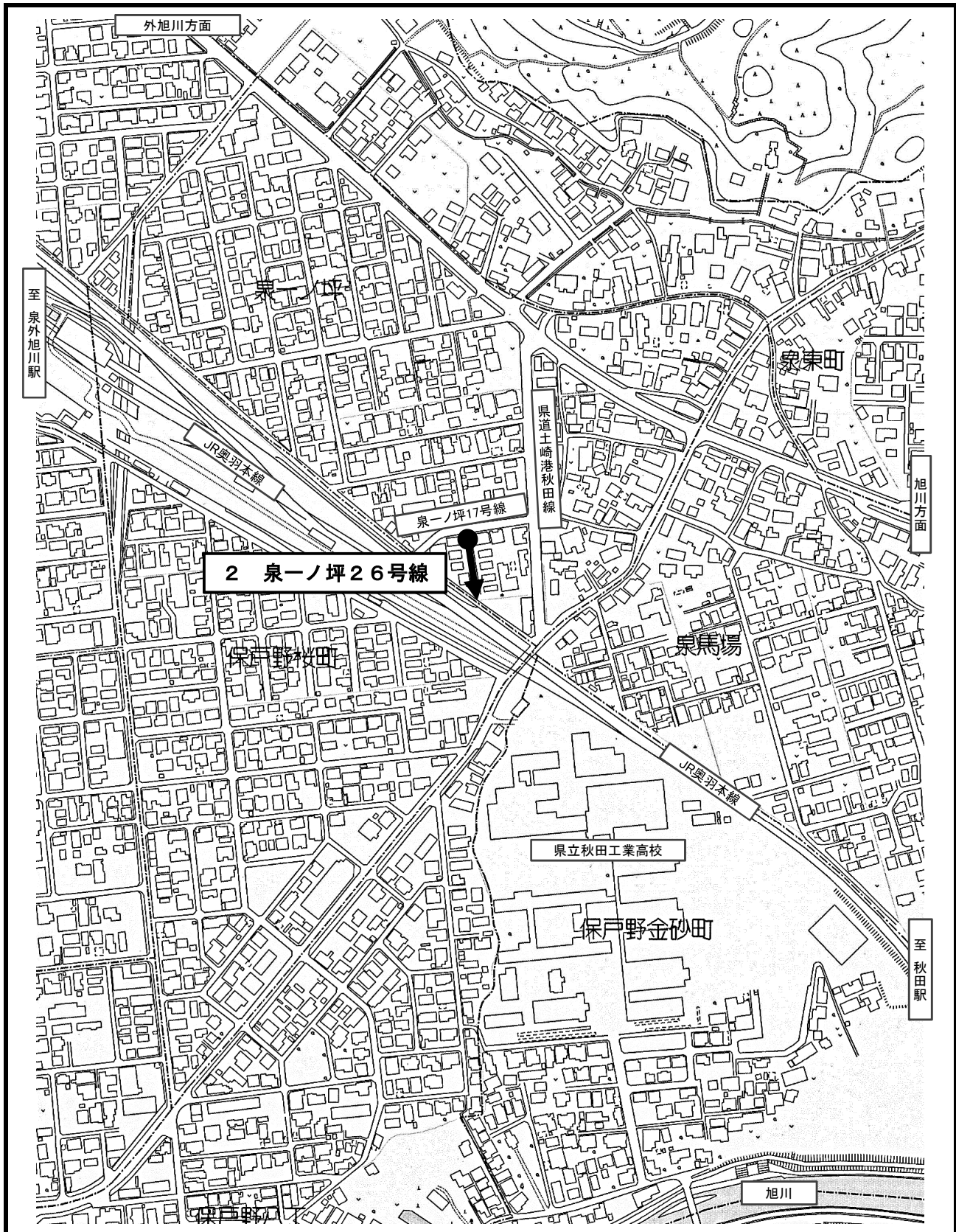
宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	檜山城南新町2号線	54.50	6.00
2	泉一ノ坪26号線	54.50	6.00
3	新屋沖田町16号線	69.20	4.40
4	浜田滝ノ元7号線	64.50	4.00～5.00
5	新屋北浜町20号線	354.00	6.00～9.20
合計延長		596.70	

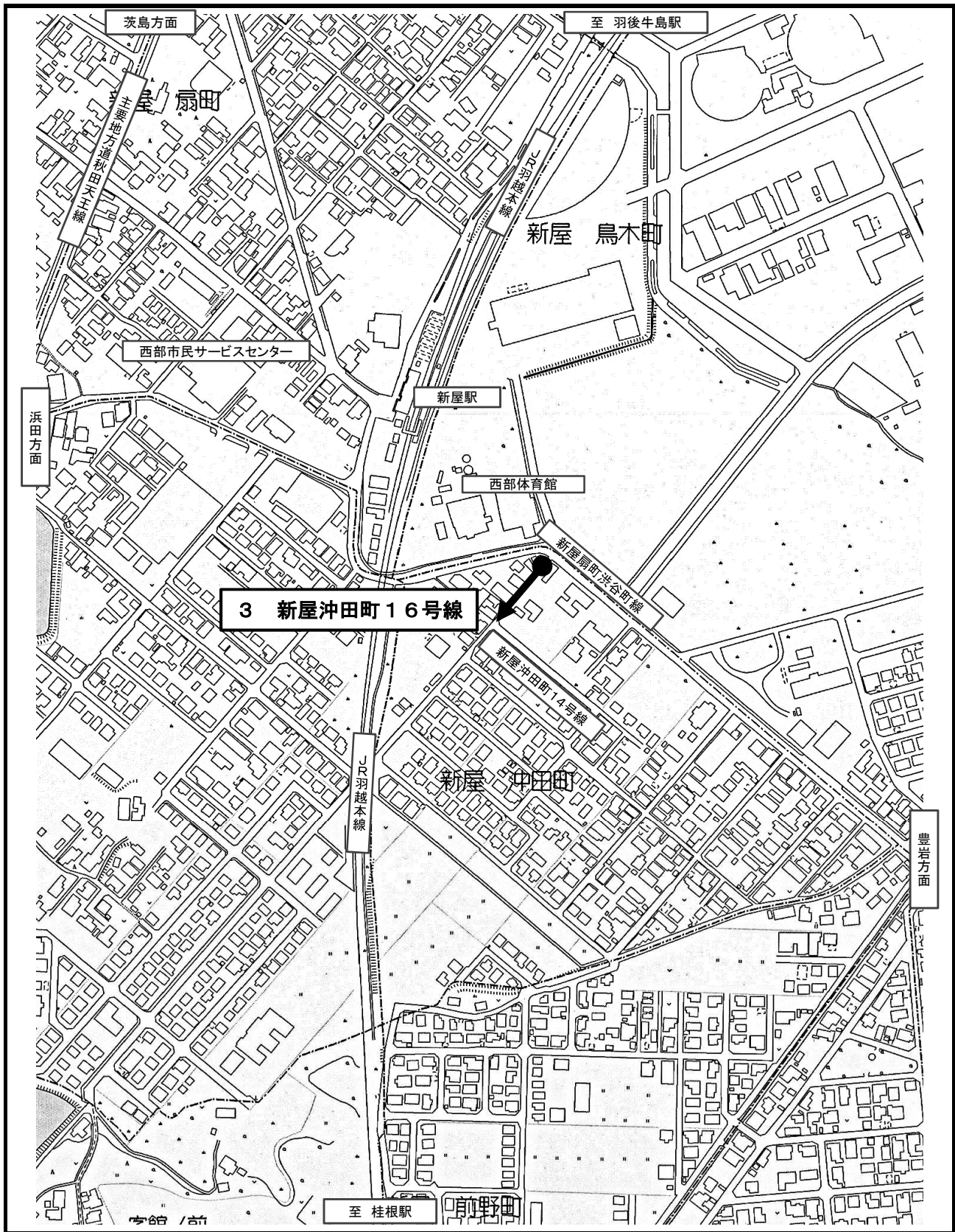
1 檜山城南新町2号線



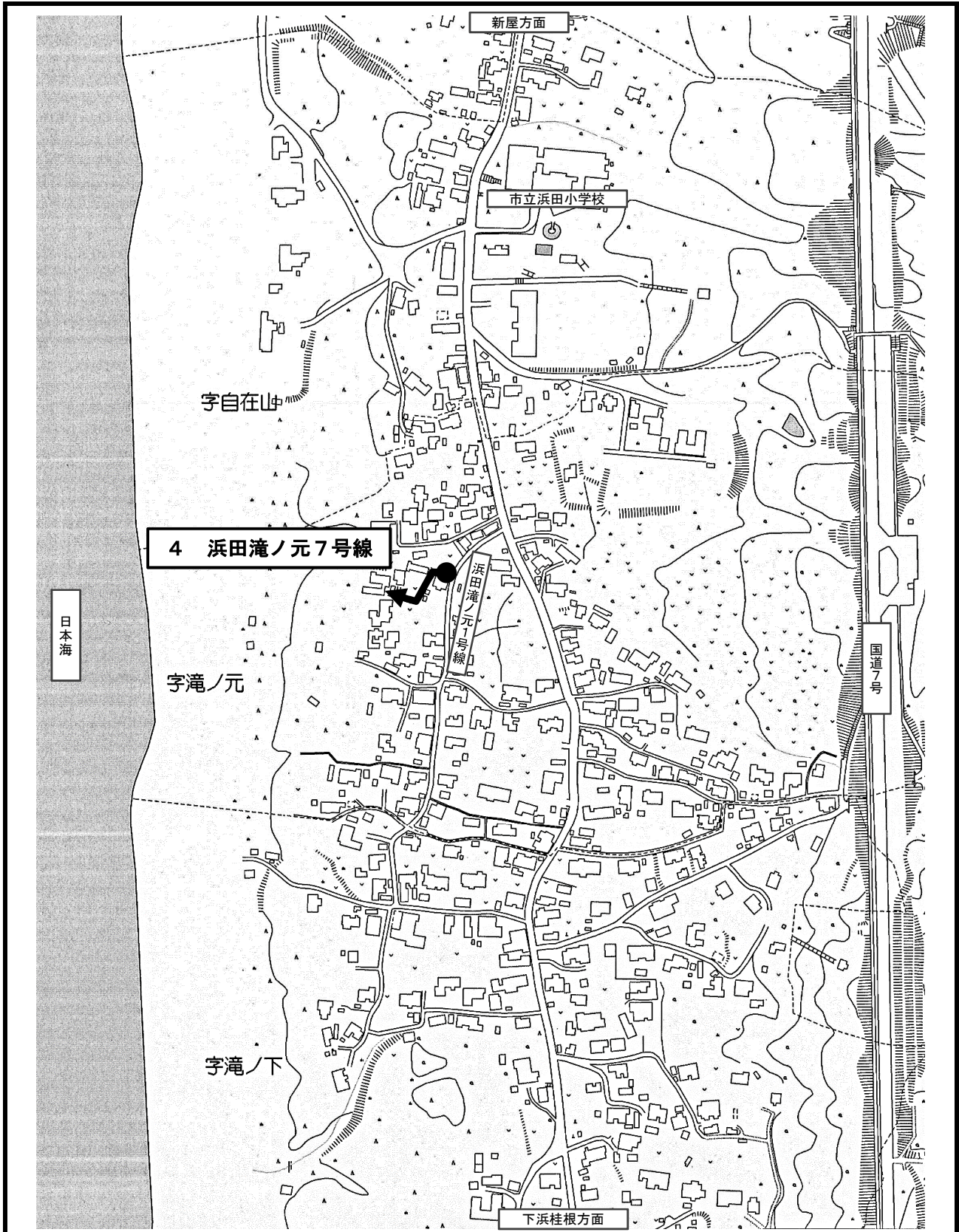
泉一ノ坪26号線



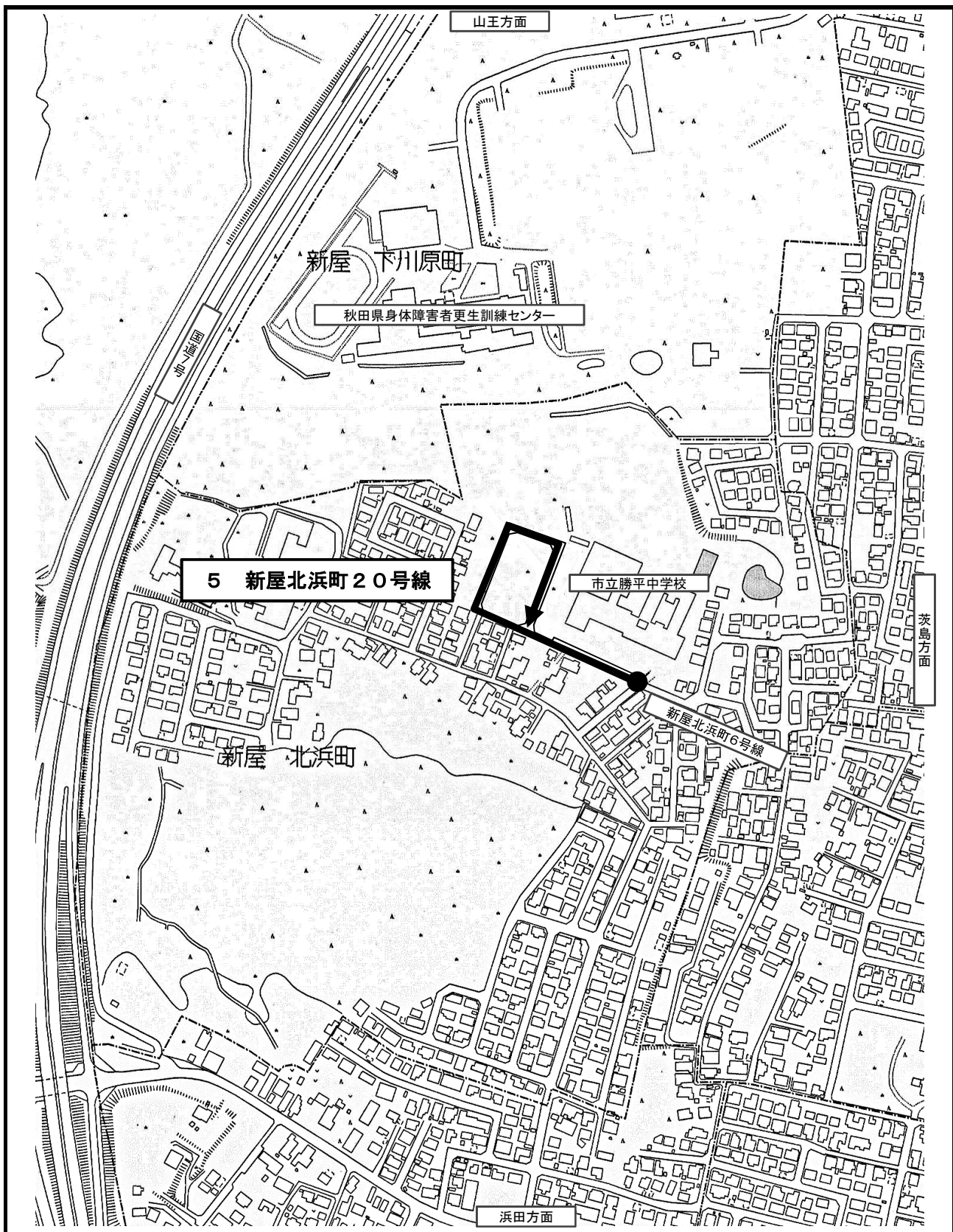
新屋沖田町16号線



浜田滝ノ元7号線



新屋北浜町20号線



議案第70号

秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立日新小学校増改築建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市新屋栗田町24番1号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 2,911,700,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住建・珍田・伊藤工業建設工事共同企業体
代表者 秋田市檜山川口境7番19号
株式会社住建トレーディング
代表取締役 工 藤 源 聖 |

提案理由

秋田市立日新小学校増改築建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第71号

秋田市立日新小学校増改築電気設備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立日新小学校増改築電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市新屋栗田町24番1号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 412,500,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 羽後電設・本荘電気・松澤電気特定建設工事共同企業体 |
- 代表者 秋田市八橋イサノ二丁目15番25号
羽後電設工業株式会社
代表取締役 七 山 慎 一

提案理由

秋田市立日新小学校増改築電気設備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第72号

秋田市立日新小学校増改築機械設備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立日新小学校増改築機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市新屋栗田町24番1号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 425,260,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 山二・羽後・カミオ特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市山王五丁目1番7号
山二施設工業株式会社
代表取締役社長 阿 部 公 雄 |

提案理由

秋田市立日新小学校増改築機械設備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第73号

除雪グレーダを買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 除雪グレーダ |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 73,700,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市川尻大川町9番48号
コマツ秋田株式会社秋田支店
秋田支店長 武 藤 貴 徳 |

提案理由

除雪グレーダを買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第74号

土地を買い入れる件

次の土地を買い入れることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 土地の所在 | 秋田市下新城野字街道端西240番50他3筆 |
| 2 | 土地の種類 | 山林 |
| 3 | 土地の面積 | 7,932平方メートル |
| 4 | 予定価格 | 21,019,800円 |

提案理由

下新城大規模堆雪場（仮称）整備に伴い必要となる土地を取得するため、議会の議決を求めようとするものである。

箇所図



議案第75号

土地を買い入れる件

次の土地を買い入れることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

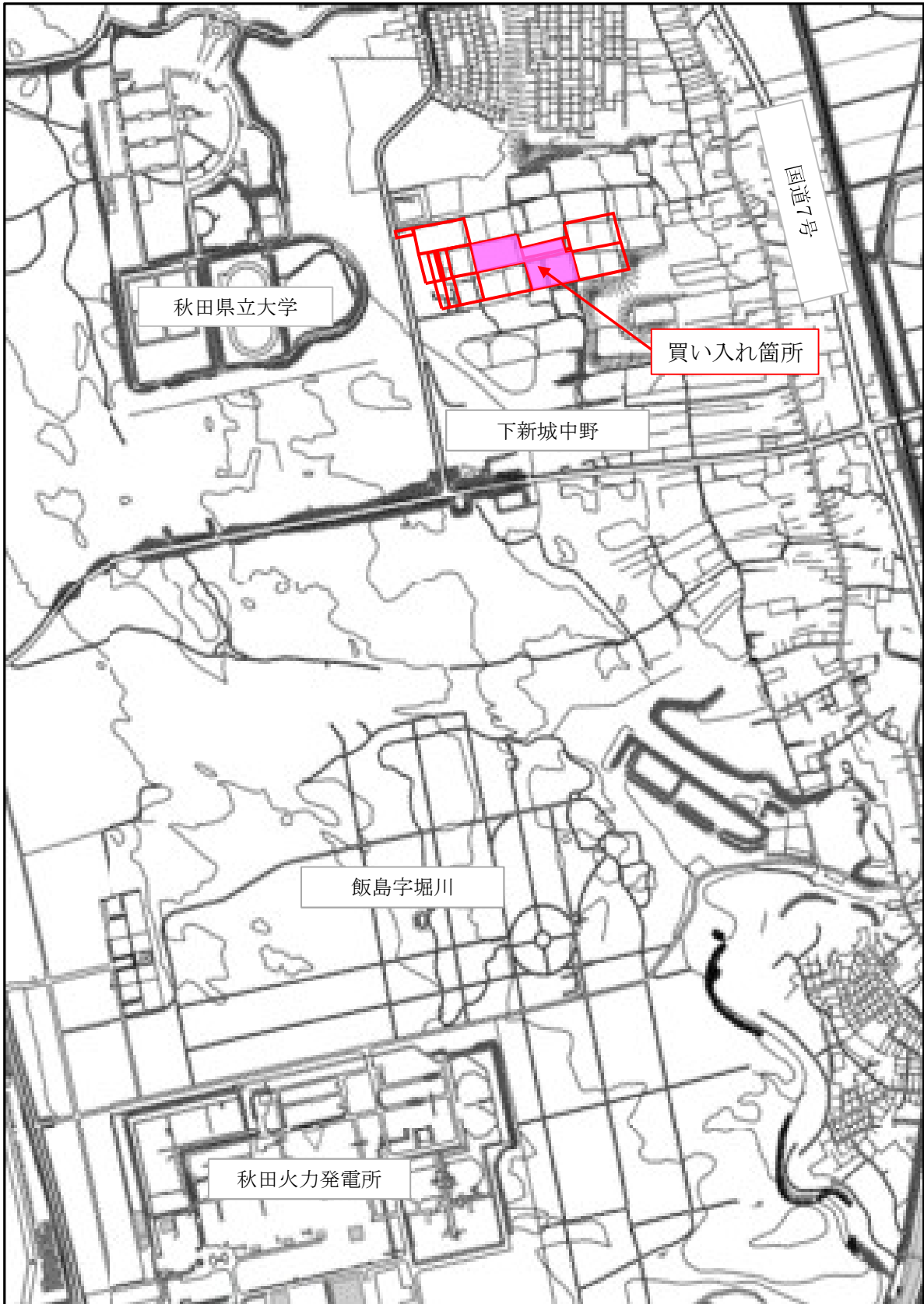
秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 土地の所在 | 秋田市下新城 中野字街道端西240番30他3筆 |
| 2 | 土地の種類 | 山林 |
| 3 | 土地の面積 | 12,265平方メートル |
| 4 | 予定価格 | 32,502,250円 |

提案理由

下新城大規模堆雪場（仮称）整備に伴い必要となる土地を取得するため、議会の議決を求めようとするものである。

箇所図



議案第76号

土地を買い入れる件

次の土地を買い入れることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 土地の所在 | 秋田市下新城野字街道端西240番29他3筆 |
| 2 | 土地の種類 | 山林 |
| 3 | 土地の面積 | 10,040平方メートル |
| 4 | 予定価格 | 26,606,000円 |

提案理由

下新城大規模堆雪場（仮称）整備に伴い必要となる土地を取得するため、議会の議決を求めようとするものである。

箇所図

